

(案)

第 1 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 1 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(沖繩中南部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 8 年 4 月	1 日
至	平成 3 3 年 3 月 3 1 日	

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

(案)

第 1 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(沖繩中南部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自 平成 2 8 年 4 月 1 日
至 平成 3 3 年 3 月 3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

〔変更理由〕

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成28年3月策定、計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日）の、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。